○海部地区急病診療所組合財政状況の公表に関する条例

(昭和 61 年6月 16 日) 条 例 第 1 6 号)

改正 平成21年8月24日 条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3の規定による財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

- 第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。
- 2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができない ときは、管理者は、事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

- 第3条 前条第1項の規定により5月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日 までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らか にするものとする。
 - (1) 収入及び支出の状況
 - (2) 財産並びに公債及び一時借入金の現在高
 - (3) その他管理者において必要と認める事項
- 2 前条第1項の規定により11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。
- 3 管理者は、必要に応じ、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を その付表として添付することができる。

(公表の方法)

- 第4条 財政状況の公表は、海部地区急病診療所組合公告式条例(昭和61年海部地区休日診療所組合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。
- 2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から6月間は、海部地区急病診療所組合において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。